

平成 28 年度
社会福祉法人 猪苗代福社会
事業計画書

社会福祉法人 猪苗代福社会
特別養護老人ホーム いなわしろホーム
いなわしろホーム 指定短期入所生活介護事業所
指定介護予防短期入所生活介護事業所
いなわしろホーム デイサービスセンター指定通所介護事業所
指定介護予防通所介護事業所
いなわしろホーム 指定訪問入浴介護事業所
指定介護予防訪問入浴介護事業所
いなわしろホーム 指定居宅介護支援事業所
いなわしろホーム 身体障害者短期入所生活介護事業
訪問入浴サービス事業（猪苗代町より委託）

〒969-2661 福島県耶麻郡猪苗代町大字三郷字寺南 7962 番地 1

TEL. 0242-66-4123（代）

FAX. 0242-66-4027

TEL. 0242-66-4124（デイサービスセンター、訪問入浴事業）

TEL. 0242-66-4125（居宅介護支援事業）

FAX. 0242-66-4126（居宅介護支援事業）

目次

I	法人事務局	1
II	総務課	3
III	第一事業課	8
	i 生活支援領域	8
	ii 健康支援領域	11
IV	第二事業課	14
	i 在宅福祉支援領域	14
	ii 居宅介護支援領域	15

I 法人事務局

【法人理念】

- 一、地域と共に歩み、共に育み、共に生きる
- 一、心のふれあいを大切に、みんなで楽しい時間を創り出す

【行動指針】

- 一、私たちは、つねに利用者の皆様の「声」に耳を傾けます
- 一、私たちは、つねに地域のニーズを真摯に受け止め、地域の発展に力を尽くします
- 一、私たちは、つねに相手の立場を配慮し、お互いの意見を尊重します

【経営方針】

- 一、地域に愛される施設
- 一、高品質かつより安全な運営

【運営項目】

- 理事会・評議員会
- 苦情解決委員会
- 入所検討委員会

【重点事業】

1. 経営基盤強化と法人体制の充実

法人がこれからも地域と共に歩み、地域へ貢献するために経営基盤の強化に取り組む。具体的には中長期計画の一環として平成 29 年 4 月の施行に向けて「社会福祉充実計画」を検討し、財務規律の強化を図る。

また、社会福祉法人としての役割を明確にするために、以下に取り組む。

- ・経営組織のガバナンス確立と強化
- ・事業運営の透明性の向上
- ・地域貢献

2. 地域包括ケアシステムへの対応

平成 29 年度に介護予防訪問介護および介護予防通所介護が介護保険法における介護予防事業から市町村が実施する新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行される予定で

ある。

地域包括ケアシステムにおいて当法人が主要な役割を担えるよう、自治体が事業主体となって実施される介護予防・日常生活支援総合事業を当法人においても実施を検討し、地域に貢献するとともに当法人の有意性をアピールする。また、介護予防や認知症ケアなど法人内の様々なノウハウを公開講座などで提供し、家族の介護力の向上など地域福祉の増進に努める。

3. 福祉サービス第三者評価事業受審の活用

受審によって明らかになった当法人の強みを強化するとともに、以下に取り組む。

- ・ 職員の資質向上に向けた研修体系づくり
- ・ 地域福祉の増進

4. 利用者満足度の向上

(1) 認知症ケアの充実

利用者の多くを占める認知症高齢者に対して、適切な知識と技術を持って対応することができるよう認知症介護実践者研修修了者を増員していく。また、チームで効果的・効率的に認知症介護に取り組むことができるよう認知症介護実践リーダー研修受講を支援し、指導者を育成していく。

(2) 速やかな情報共有と適切な対応

各種委員会活動をとおして横の連携を図っていく。定期・随時に委員会を開催することで、横断的かつタイムリーに情報を共有し、また、様々な立場からの意見を募ることで、適切な法人運営に資する。

また、掲示板や介護ソフトシステムの活用による情報共有も引き続き行っていく。

5. 人材の育成・定着・確保

(1) 新任職員教育の充実

個々の習熟度合いに応じてプリセプターシップを実施していく。専門職としてだけではなく、社会人としての姿勢についても教育していく。なにより、長期的視点を持って職員全体で育成していく。

(2) 帰属意識の醸成

職員の一体感を高め、多様な意見が交わされるよう、引き続き毎日の朝礼と毎月の領域会議を行っていく。また、職員の意見集約のため上期・下期 2 回の全職員個別面接を検討する。

(3) 職員の処遇改善

平成 20 年から取り組んでいる賃金改善、キャリアパス、職場環境の充実について引き続き取り組む。

前年に続き職員家族参観を実施し、家族の理解を得る。また、3 時間前後のパートタイ

ム業務を設定するなど中高年齢層のニーズに沿った体制を整える。

6. 地域貢献

防災拠点としての役割を担えるよう日本赤十字社の協力を得ながら防災教室を開催し、地域へ還元する。

Ⅱ 総務課

＜総務課方針＞

【スローガン】

イメージしよう。考えよう。誠実に向き合おう！

【行動指針】

- 一、心づかい（Hospitality）
- 一、相手の立場に立つ（On your side）
- 一、自身の言動を振り返る（Inside out）
- 一、当事者意識を持つ（Leadership）
- 一、第三の案を考える（The Third Proposal）

【心がけ】

- 一、周囲に心を配り、サポートする
- 一、サポートに感謝する
- 一、当事者意識を持って主体的に仕事に取り組み、プラスアルファの働きをする
- 一、職員間・領域間の潤滑油となる

【実践目標】

- 一、今自分が置かれている状況でできることは何かを考える

【目的】

- 利用者、家族、職員ほか関わる人が思いやりを感じ、お互いが満足することによる良好な関係の構築。

- 鑑となることで周囲に望ましい影響を与える。
- 良好な関係を築き、潤滑油となることによる事業の進展。

＜事業概要＞

【背景と課題】

■介護保険および地域動向

平成 27 年より地域包括ケアシステムが本格始動となり、在宅ケアがより重視され、特別養護老人ホームの存在意義を明確にすることが求められている。

また、本町において平成 27 年度中新たに通所介護事業所が 2 ヲ所開所され、計 5 ヲ所となり競争の激化が予想される。さらに、平成 29 年度に介護予防訪問介護および介護予防通所介護が介護保険法における介護予防事業から市町村が実施する新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行される予定である。

施設サービスにおいても居宅サービスにおいてもターニングポイントを迎えており、当事業所の強みを研磨し、地域へアピールすることが必要である。

■法人動向

研修体制について、昨年度の事業計画により研修体系を整備し、新任職員研修の充実を図ったものの、研修で得た知識を実践できているかは疑問である。中途採用者、指導者に対する研修は実施に至らなかった。そのため当法人が期待する職員像が浸透しているとは言えず、職員が自分の将来像を描けなかったり、リーダーの役割が分からなかったりとモチベーションの低下につながっている。職員全体で新任職員を育成するという意識も十分とは言えない。これに関しては、平成 27 年度受審した福祉サービス第三者評価事業においても言及されており、キャリアパス体系と職員ごとの習熟度に基づいた研修計画の策定および到達度評価が求められる。

専門性の向上については、個別ケアの取り組みによりそれぞれ職種の専門性が高められてきているが、それゆえセクショナリズムも生じ、摩擦が生じることもある。一方で福祉サービス第三者評価事業において指摘されているように、事務偏重、不十分な教育体制などから生活相談員の専門性が埋もれてしまっている状況もある。

上記を含め労働の質を下支えする就業規則は設立当初から大きな変更がなされていない。職員数が増えたこと、組織形態の変更、法改正やワークライフバランスが社会的に進められていく中で、職員間で実務と待遇のバランスが崩れるとともに現状の就業規則では対応しきれないケースが生じている。

【事業方針】

○地域貢献

「セーフティネットとしての役割」「地域社会のニーズに即したサービスの提供」「法人のノウハウの地域社会への還元」、これらをきちんと果たしていくことで適正な利益および

積立金の確保に資する。

○居場所づくりと望む暮らしの実現

利用者が「ここにいても良いのだ」「ここにいて良かった」と思え、自分が人生の主役として生きていると実感できるよう支援していく。

○気持ち良く働ける職場づくり

職員一人ひとりが、「みんなで気持ちよく働ける職場にしよう」と心がけ、協力する。その上で、分かりやすさと柔軟さを基本に職務と個人の頑張りが評価され、モチベーションが高まるよう規則を整える。

○人材育成

社会福祉に携わる者として人間性を高めていくとともに、専門性においては、理論と実践のバランスを取り、相乗効果的に高めていけるよう育成する。これらを基本とし、職員全体で長期的視点を持って育成する。

【事業目的】

○法人としての責務を果たしていくことで、地域社会における存在感を高める。

○ケアマネジメントを中心とするサービス提供の仕組みを明確にすることでケアの方向性を統一し、総合的にサービスを提供する。

○生活相談員の役割と専門性を明確にすることでケアの方向性を整えるとともに、ソーシャルワークにより社会的機能の回復・強化を、メンタルケアによりリカバリーを図り、利用者をエンパワメントしていく。

○職員がやりがいと将来性をもって気持ちよく働ける職場をつくる。

【事業内容】

1. 居場所づくりと望む暮らしの実現

○基本姿勢

一、バイステックの7原則

他者との信頼関係を築くための行動原則。

一、ICF 概念

様々な専門領域を包括する共通言語。生活という視点で利用者を捉える。

一、エンパワメント

強みに視点を当て、利用者が本来有している、眠っている力を引き出していく。

一、アドボカシー

傾聴、共感し利用者や家族の思いを引き出し、誠意を持って応える。

一、リカバリー

利用者を肯定的に受け容れ、ポジティブなメッセージを発信することによって自己肯定感と自信を高め、人生に新しい希望や意味、目的を見出せるよう寄り添う。

(1) ケアマネジメントの充実

サービス提供の仕組みを明確にすることで、日常的なケアをはじめ個別ケアが利用者の望む暮らしの実現という一つの目標に向かって、総合的に提供されるようにマネジメントしていく。

昨年度に引き続き、短期目標を6ヶ月（モニタリング会議開催）、長期目標を12ヶ月（担当国会議開催）に設定し、6ヶ月で継続か再計画か協議する。合わせて栄養ケア計画、個別機能訓練計画のモニタリングも実施し、プランの実効性について評価していく。上記会議に家族参加を呼びかけるとともに、要望や意向の確認にとどまらず、家族が利用者を支えるピアの一員としてのイメージを持てるようケアマネジメントの意義を家族に伝え、理解度を深める。

モニタリングにあたり、本人・家族・職員に意向や満足度、要望についてのアンケートを実施し評価の判断材料の一つとし、再計画の場合改めて担当国会議を開催する。

(2) ターミナルケアとグリーフケア

人生の最期は段階を経て利用者、家族に受け容れられていく。利用者と家族の思いを受け止め、その思いに沿う形で利用者、家族に寄り添いケアを提供していく。

組織的に実施するためターミナルケアをケアマネジメントの一環として改めて位置づけ、終結後担当国会議を開催し、プランの実効性を評価する。多職種の理解を促すため、手始めにカンファレンスフロー図を作成し、全体像を把握する。

(3) スーパーバイズ

ケアの方向性がきちんと望む暮らしの実現に向かっているか客観的に捉え、ソーシャルワークの観点から必要に応じて方向性を整えていく。

(4) メンタルケア

利用者に穏やかな笑み、仕草、声で見て、触れて、語りかけ「あなたを大切に思っています」「あなたを必要としています」という温かでポジティブなメッセージを伝えるとともに、話に耳を傾け共感することで利用者の潜在的な感情や思いを引き出し、リカバリーを図る。

(5) コーディネート

利用者の社会的機能が回復・強化されるよう、利用者と家族・行事・社会システム・職員・ボランティア・実習・地域住民・行政機関等との間に立ち、それぞれがスムーズに機能するよう調和と調整を図り、利用者と生活の間をつなぐ。

2. 気持ち良く働ける職場づくり

○基本姿勢

一、疑義の念を抱かれたり、不信を招いたりしないよう法令遵守を求めていくとともに誠意を持って対応する。

一、職員一人ひとりが「気持ちよく働ける職場にしよう」と心がけ、協力する。

(1) 就業規則の改定

職務と個人の頑張りが評価され、モチベーションが高まるよう運用しやすい表彰制度を

整備するとともに職務分掌を見直し、実務と待遇の均衡を図る。それらを踏まえ、分かりやすさと柔軟さを基本に就業規則を全面改定する。

(2) 人材育成

専門性の根底となるのは高い人間性である。社会福祉に携わる者として人間性を高めていく。その上で、利用者の望む暮らしの実現に資するよう、新任職員、中途職員、中堅職員、指導的職員向け研修を開発し、理論を学び、それらを実践できるようフォローアップを行い、専門性を高めていく。

また、高められた専門性がセクショナリズムに陥ることなく、ケアマネジメントのもと調和され、一体的に発揮されるよう様々な専門領域を包括する共通言語である ICF 概念を学習し理解を図る。

上記について職員全体で長期的視点を持って育成できるよう研修体系の浸透を図る。

(3) 労働安全衛生の充実

労働災害の予防として、一定の効果が得られた腰痛予防マネジメントを継続実施するとともに、労働災害発生時は随時検証し対策を取っていく。

メンタルヘルス対策として平成 28 年 11 月までにストレスチェックを実施する。また、ハラスメントは自覚がないままなされることが多い。ハラスメント予防に向けて教育、周知を図る。

3. 安全管理体制ならびに環境管理体制の整備

(1) 防災体制の強化

毎月避難訓練を実施し、年 2 回地域との災害時応援協定に基づき連携を取りながら防災訓練を実施する。その中で防災教育を行っていく。

また、猪苗代町高齢者施設防災連絡協議会に参会し、本町内の高齢者施設、猪苗代町社会福祉協議会、猪苗代町役場、猪苗代消防署間で日常より情報を共有し、共助関係を構築することで非常時の減災に資する。

(2) 文書管理

庶務規程の文書保管期限に基づき書庫および倉庫の文書整理を行う。

(3) 設備・備品の整備と管理

下記を整備するとともに、計画的および随時設備、備品の劣化確認と修理対応を行う。

- ・冬期間風除室への吸水マット設置
- ・デイサービスセンター入浴設備
- ・正面玄関前駐車場照明
- ・駐車スペースのライン引き
- ・職員駐車場およびデイサービスセンター案内表示板
- ・衛生、空調設備の改修
- ・旧棟外壁塗装の検討

Ⅲ 第一事業課

i 生活支援領域

【スローガン】

笑顔

【基本方針】

- 一、笑顔の提供（職員も利用者も笑顔で過ごせる施設づくり）
- 一、利用者本意のケア（利用者の希望の把握、ペースを尊重する）
- 一、職員個々のスキルアップ（常に自己啓発を図り、職員全体が成長していく）
- 一、気づきができる（リスク回避、新しい発想、第三の案が考えられる）
- 一、地域とともに（地域に根差し、貢献できる施設づくりをする）

【背景と課題】

昨年度の介護保険制度改正に伴い、利用者負担が増えたことで、利用者からの要望や期待も大きくなってきている。期待にそえる施設が選ばれる施設となっている。

長期入所の対象者は原則的に要介護度 3 以上の利用者となり、利用者の重度化が進んでいる。施設での看取りケアの要望も増え、入退所者数も年々多くなっている。

団塊の世代が次第に利用者になってきているが、長期入所待機者数は現在約 200 名で昨年から 50 名程度減少しており、選ばれる施設になるため新規の長期入所に関しても、外部への PR 活動等が必要である。また、最近は個室への入所希望が増えている。

【個人目標】

- 一、目を見て笑顔で挨拶、会話、傾聴のできる職員になろう
- 一、利用者の立場で物事を考えられる職員になろう
- 一、自己啓発への意識向上心を持った職員になろう
- 一、利用者の個々のニーズを的確に把握し、対応できる職員になろう
（個々のケアプランをしっかりと把握する）
- 一、各委員会が充実するように協力できる職員になろう
- 一、職員個々のスキルアップを図り、専門性を高めよう
（一定レベルの介護技術や知識の習得と実践ができる）
- 一、地域資源を積極的に活用し、広い視野を持った職員になろう
- 一、互いに注意や指摘、指導ができるような人間関係・信頼関係を構築しよう
- 一、気づきや発見、発想を発言できる職員になろう
- 一、応用力があり、行動力のある職員になろう

- 一、楽しい職場作りに協力できる職員になろう
- 一、家庭を大事にし、心にゆとりの持てる職員になろう

【事業内容】

1. 笑顔ある「心通うケア」の提供と自立支援

心通うケアを通じて利用者および家族との信頼関係を深め、利用者が自然で満足感を覚えるケアを提供し、自分らしい生活を支援する。

(1) 利用者の権利擁護

個人情報保護やプライバシーへの配慮はもちろんのこと、勤務時には必ず担当利用者への声かけや対話の時間を作るなどし、居室担当職員がその利用者の代弁者となれるよう関わっていく。

(2) 多職種連携

当施設は他と比べても有資格者が多い。それぞれの専門性を活かし、どうしたら利用者が望む暮らしを実現できるかを柔軟に検討し、その時点でのベストなケアや対応をする。

(3) ニーズに沿ったケアの提供

ケアプランに基づいたケアを提供することはもちろん自身でもアセスメントし、どうしたらできるかを考え利用者の思いに沿ったケアを提供する。また、毎月のフロア会議にて個別対応を協議、情報を共有し、ケアを見直し、利用者の機能の維持向上に努める。

(4) フロア制の充実

昨年度フロア制に移行したため、今年度はフロア単位での行事等を実施するなど、各フロアの特色づくりを行う。同時にフロア間の連携も図っていく。

(5) 個別ケアの充実

昨年度より取り組んでいる水・食事・排泄・運動の観点からの個別ケアを充実させ、利用者の機能の維持・向上に努める。

また、介護経過記録など利用者の生活が伺える記録を増やしていくことで、記録の充実と個別化を進める。

(6) ターミナルケアの充実

他職種が連携し、それぞれの特色を活かしたケアを提供できるようマニュアルの見直しや勉強会を実施し、職員の意識（態勢）や環境を整える。また、家族の心にも配慮したケアを提供する。

2. 利用者、家族、地域に喜ばれるリハビリテーションの提供

(1) 個別リハビリ

専任のリハビリスタッフを各フロアに配置し一人ひとりの機能能力等を踏まえ、その人に合ったリハビリを提供する。

残存機能の維持向上や拘縮改善、予防など老人保健施設に負けないリハビリの実践に取り組む。

(2) 集団リハビリ

活動性、残存機能の向上のため、口腔体操や心身機能に対する集団体操を実施する。
集団活動を通して精神面への刺激づけを行うとともに見当識を高めていく。

(3) 生活介護リハビリ

外部アドバイザーやリハビリスタッフの指導のもと、日常生活（介護）の中でできる機能向上アプローチを全職員が習得し、生活の質の向上を図るとともに職員のスキルアップを目指す。

(4) 地域への発信

ショートステイ利用者への居宅へ訪問し、自宅生活におけるアドバイスをを行う。また、地域住民向けのリハビリ講習会などを開催していくことで地域をニーズの発掘し、ニーズにそった対応をしていく。

3. 家族、地域との信頼関係の構築

(1) 思いの尊重と信頼関係の強化

家族の思いにも沿ったサービス提供を心がける。また、家族への連絡を密にし信頼関係を深める。

(2) 地域に根ざした施設づくり

地域のニーズを探求し、ニーズに即した地域介護講座等を実施するとともに、施設の取り組みを地域へ発信していく。

また、ショートステイ受け入れについて見直しを図り、地域の要望にそう体制を整え、居宅介護者の負担軽減を図る。

(3) 地域へのアウトリーチ

職員のボランティア活動や行事参加を支援し地域貢献をしていくとともに、施設行事への参加呼びかけを行っていく。

4. 自己啓発意識の向上

職員ここが自己啓発意識を高め、きめ細やかなケアができる職員になれるようスキルアップを図る。

(1) 計画的研修と自己啓発意識の醸成

個別研修計画を活かした内部研修の実施や外部研修の参加促進により、自己啓発の意識を醸成する。

(2) 研修内容の還元と共有

研修で学び得たことを法人に還元できるよう研修の在り方を見直す。

ii 健康支援領域

①看護

1. 一人ひとりの尊重と自立支援

常に優しさと思いやりを持ちながら笑顔で寄り添い、一人ひとりを尊重しながら個別性の把握に努め、自立に向けての援助を行っていく。

2. 早期健康支援

健康状態の変化を早期発見し、適切な判断のもと嘱託医や多職種との連携を図り、早期対応していく。

3. 認知症ケアとターミナルケア

認知症ケア、褥瘡ケア、看取りの取り組みを見直し、マニュアルの整備を行い、安全・安心な看護ケアを提供していく。

4. 家族、多職種との連携

記録の充実を図るとともに家族とのかかわりを大切にし、多職種と協力を得ながら共に生活を支援していく。

5. 職員のスキルアップ

介護の重度化に対応できるようスキルアップに努めるとともに、感染症予防等の充実を図っていく。

項 目	時 期	内 容
健康チェック	毎週火曜日	嘱託医により実施。
歯科往診	毎月 1 回	長谷川歯科医院より往診。
精神科往診	毎月 2 回	飯塚病院より往診。
口腔機能改善	月 4 回	歯科衛生士等による口腔ケアの実施。
受診調整	状態に応じ設定	病状に応じた、定期・随時の受診調整

体重測定	毎月 1 回	栄養状態の指標の一つとする。
感染症対策	3 ヶ月に 1 回	委員会および研修の実施
定期健康診断（自己負担）	9～10 月	胸部レントゲン、血液検査。
結核検診（施設負担）	9～10 月	上記胸部レントゲンで兼ねる。
インフルエンザ予防接種 （自己負担／助成有）	11～12 月	重要事項説明の際に、家族の承諾を得る。 実施 1 ヶ月前に必要な書類を送付し、希望入所者を募る。1 回摂取。摂取にあたり嘱託医が健康状態を確認する。
バイタルサイン測定	入浴前 1～2 検 随時	利用者の血圧、脈拍、体温、呼吸の測定、 その他一般状態の観察を行う。
脱水予防	随時	室温管理および食事・水分摂取状況の観察。
褥瘡・スキンケア	随時	褥瘡、外傷および種々の皮膚疾患等を有する利用者について、医師の指示のもと適切な管理をする。
フォーレ交換・膀胱洗浄	随時	嘱託医の指示により実施。
研修参加	随時	猪苗代町保健衛生連絡協議会 県特養連看護師医務担当職員研修会 身体拘束看護実務者研修 終末期ケア研修会 認知症ケア研修会など

②栄養

1. 自立支援への取り組み

(1) 食事ケア

食事姿勢や食事形態の見直しなどを行い、咀嚼動作をしっかりと行えるようにし常食提供を目指す。また、経管栄養の利用者においても家族の意向などを確認し、経口摂取の可能性に関する評価などを行い「口から食べることを支援する。

(2) 水分ケア

1 日の水分摂取量が利用者個別の目標に近づくよう、水分の種類・形態、提供時間などを検討する。

(3) 排泄ケア

食物繊維を加える、ヨーグルトなどの提供回数を増やすなどし、腸内環境を整えることにより自然な排泄を目指す。

2. 栄養ケアマネジメントの実施

(1) 生活機能の維持・改善

利用者の体重の増減、栄養状態・喫食状況などを把握し、低栄養状態の予防または改善を行い、生活機能の維持・改善を図る。

(2) 栄養ケアの提供

定期的にモニタリングを行い、常に適正な栄養ケアの提供に努める。

また、デイサービスの職員や担当ケアマネと連携し、栄養改善の必要な利用者に栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを提供する。

(3) 経口維持の取り組み

摂食・嚥下機能や認知機能が低下しても多職種協働で会議や食事観察などを行い「口から美味しく食べること」を支援する。

3. 安心・安全な食事の提供

(1) 安全な食事の提供

安全な食材を仕入れ、自分自身の体調管理を行うなど、安全な食事の提供に努める。

(2) 衛生管理

衛生管理の基本を順守し、温冷配膳車・ブラストチラーなどを使い、適正な温度・調理時間を守ることで、食中毒や感染症予防し、衛生的で安全な食事を提供する。

(3) 非常食等の備蓄管理

非常時を想定し、食材や使い捨て容器など必要なものを備蓄管理する。

4. 美味しく喜ばれる食事の提供

(1) 手作りおやつを提供

簡単なおやつを作って食べることで生活の楽しみを増やし、自立を支援する。

(2) 楽しい時間の演出

デイサービスの手作りおやつを基本に、盛付などを工夫する。また、食べることの楽しみを感じられるよう、季節や行事にあった食事、希望食やバイキング食を提供し、楽しく美味しい時間を演出する。

(3) 食事満足度の向上

温冷配膳車を活用し、食物の美味しい温度を保つことで、食の満足度の向上を目指す。

IV 第二事業課

i 在宅福祉支援領域

【スローガン】

笑顔ある安心した暮らしを支援しよう

1. 安心感のあるその人らしい暮らしの支援

利用者の健康管理、清潔保持だけでなく精神面のケアにも心がけ、利用者および家族に寄り添うサービスを提供する。

担当者会議や領域会議をととして情報を共有し、利用者・家族のニーズを把握する。その上で、通所介護計画および個別機能訓練計画（Ⅰ）に基づき、各職種が連携し、利用者の機能訓練の意欲向上と残存機能の向上を図りより良いサービスの提供に努める。

また、家庭環境を把握しリハビリテーションを提供するとともに、日常生活の中に取り入れられる体操などを提供することにより居宅における介護予防に資する。

2. 安全なサービスの提供

マニュアルを熟知するとともに、サービス提供の際のリスクを適切に把握し、シミュレーションすることで不測の事態に備え、安心・安全なサービスを心がける。

3. 職員の資質向上

利用者・家族とのコミュニケーションを大切にし、信頼されるスタッフを目指す。また、認知症介護実践者研修を始め各種研修に積極的に参加し、知識・技術を高め、資の高いスタッフを目指す。

4. 介護負担の軽減

チラシなどにより当事業所の特徴（個別ケアやリハビリテーション等）やサービス内容を地域へ広報し、利用につなげることで家族の介護負担の軽減を図るとともに、稼働率向上に努める。

また、他事業所の状況等を把握し、地域のニーズを踏まえ必要なサービスが提供できるようサービス内容の充実を図る。

ii 居宅介護支援領域

【基本方針】

利用者が住み慣れた家や地域において、その人らしく安心して生活を送られるよう介護保険のサービスと社会資源の活用を図りながら支援していく。

1. 居宅生活継続支援

利用者が可能な限り自宅において個人の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮しながら、利用者および家族との面談をとおしてニーズを的確に把握し、ご本人の心身の状況に応じた適切な支援を行う。また、それをもって家族の介護負担の軽減を図る。

2. 関係機関との連携

利用者が心身の状況に応じた適切なサービスが利用できるよう、各サービス提供事業所や関係機関との連携を図りチームでの支援に努めていく。また、地域との交流を図り、地域福祉の相談窓口としての役割を果たしていく。

3. 介護支援専門員の質の向上

職場内外の研修等に参加し、介護支援専門員として必要な知識を習得するとともに情報収集し、マネジメントの手法を深める。